

令和6年第1回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和6年2月2日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 議案第 1号 | 新冠町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 議案第 2号 | 令和5年度新冠町一般会計補正予算 |
- 閉議宣告

◎出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君 | 2番 酒井益幸君 |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝圀君 | 9番 長浜謙太郎君 |
| 10番 武田修一君 | 11番 氏家良美君 |

◎欠席議員（1名）

- 8番 中川信幸君

◎出席説明員

- | | |
|---------------|--------|
| 町 長 | 鳴海修司君 |
| 副 町 長 | 山本政嗣君 |
| 教 育 長 | 奥村尚久君 |
| 総 務 課 長 | 佐藤正秀君 |
| 企 画 課 長 | 佐渡健能君 |
| 町 民 生 活 課 長 | 谷藤 聡君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 島田和義君 |
| 産 業 課 長 | 鷹 嘴 寧君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 関口英一君 |
| 建 設 水 道 課 参 事 | 寺西 訓君 |

農業委員会事務局長	山 谷 貴 君
会計管理者兼税務課長	今 村 力 君
診療所事務長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	竹 内 修 君
町有牧野所長	湊 昌 行 君
管 理 課 長	新 宮 信 幸 君
社会教育課長	工 藤 匡 君
総務課総括主幹	小 林 和 彦 君
代表監査委員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議会事務局総括主幹	三 宅 範 正 君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和6年第1回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。

議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、中山千鶴子議員。4番、村田貞光議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から1日にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を御手元に配付しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（氏家良美君）日程第4、議案第1号、新冠町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第1号、新冠町手数料条例の一部を改正する条例について。新冠町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改める及び新旧対照表での説明は省略させていただきます、御手元に配付しております、議案第1号資料により説明させていただきますので、資料を御覧願います。

初めに、1の条例改正の背景・経過についてですが、令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、新たに構築される戸籍情報システムにより、行政手続や戸籍の届出に際して、これまで必要であった戸籍謄抄本の添付が不要となることが方針されたことに伴い、今般、附則第1条第5号に掲げる規定が、本年3月1日から施行されることになりました。その内容は3点あり1点目は、戸籍謄本等の広域交付に関するもので、本籍地以外の市区町村窓口において、戸籍謄本等の交付が可能となります。2点目は、戸籍等の電子証明書の提供用識別符号の発行に関するもので、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる電子証明書の提供を可能とするための、識別符号の発行業務が始まります。3点目は、届出書類等情報の内容証明書の交付等に関するもので、戸籍手続に必要な届出等の書類内容を電子化し、その電子情報を交付閲覧することが可能になるものでございます。

次に、2の条例改正の目的であります。本改正の施行にあわせ、今般、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され公布されました。そして、本年3月1日から施行されますことから、当町手数料条例の改正が必要となるものでございます。加えて、今回の改正においては、現行条例に取り扱いのない事務が含まれるなど、整理を要する内容もあわせて改正いただくものでございます。

次に、3の改正の概要ですが、初めに戸籍法改正に伴うや内容について説明させていただきます。まず①戸籍謄本等の広域交付に関する改正についてです。(1)の改正は、新条例別表の第1号及び第4号の規定内容になりますが、改正法第120条の2第1項が新たに規定され、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍謄本等の請求、いわゆる広域交付が可能となるものでございます。次に、1ページから2ページにまたがる(2)の改正は、改正法第120条の規定により、磁気ディスクをもって調製された戸籍記録を証明した書面の表記を、略称規定された戸籍証明書を除籍証明書に改めるものでございます。なお、手数料は、本町に本籍を有する者の請求と同様、戸籍証明書が1通450円、除籍証明書が1通750円と同額となります。次に②戸籍電子証明書等の提供用識別符号発行に関する改正ですが、これは新条例別表第3号及び第6号の規定内容になります。今回の改正により、法第120条の3第2項が新たに追加され、他の行政機関への手続の際に添付する電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行が始まることから、新たな業務として規定するものです。本改正により、例えばパスポートの発給申請において、これまでは申請書とあわせて戸籍謄本の添付が必要でしたが、これからは、識別符号提示することにより確認が可能となるほか、オンラインで手続も可能となり申請事務が簡略化されます。識別符

号に係る手数料は、①戸籍に係るものが1件につき400円。②除籍にかかるものが1件につき700円。また③として、識別符号の請求及び発行をマイナポータルで行う場合などは、発行手数料を無料とする旨規定しています。次に③届出書類等情報の内容証明書の交付等に関する改正に関してですが、これは、新条例別表第7号及び第8号の規定内容になります。現行においては、婚姻届や死亡届など戸籍の届出は、基本的に全国各地で受理されますが、この届出書類は必ず本籍地に送付されることとなっており、本籍地の市区町村では、送付された書類に基づき証明書の発行や閲覧事務を行っております。例えば、年金手続に必要な死亡診断書の記載事項証明なども、この事務に当たります。今回の法改正により、本籍地以外の市区町村が届出等を受理した場合には、書類を画像として電子化し、戸籍電子システムを通じて本籍地へデータを送付することが可能となり、戸籍事務の円滑化が図られます。これらの事務処理の変更に伴い、法第120条の6第1項が新たに規定され、本籍地及び届出地における電子化された届出等情報の証明書の交付及び閲覧が可能となることから、追加規定をするものです。なお、手数料は、これまで本籍地市区町村において行われてきた届出等書類に係る証明書の交付及び閲覧事務手数料と同額の350円と規定するものでございます。次に(2)長期以外の改正についてですが、今回の条例改正にあわせ追加削除を加えますが、(1)のとおり現行規定に戸籍事務を行う根拠法令を明記するため、文言追加により整理をいたします。また(2)の内容では、①から③に記載する戸籍事務に関しましては、現在は行われていない事務であることから、これらを削除するものです。以上が条例改正の内容でございます。

次に、4施行期日でございます。本条例は令和6年3月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第1号、新冠町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。今回の改正によって転勤族の方やら、そういう方々については、忙しい時期に、こういった手続も、引っ越し先だとか、そういうところできるといえるということ、大変画期的なことだと思います。そこでですね、ここにマイナポータルを利用する場合は無料っていう、マイナンバーカードがなくても発行できるということになるんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） マイナンバーカードを利用して、交付手続をとる形になります。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） そしたらこの次のページの②の③に書いてある、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書と同時に取得する場合は無料って書いてあるんですけど、これを逆に読み返すと、このマイナンバーカードがなくても申請は出来そうだというふうにとれるんですけども、そのことにお答えいただきたいのと、それから以前から質問、質疑させていただいております、将来コンビニ等で、こういった証明がとれるようになるんではないかと思うんですけど、そういった実態はないのか、また新冠町ではそういうことはまだ見通しているのにはないのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 担当課長不足があれば、追加で御答弁させていただきますけれども、マイナポータルの利用というのは、マイナポータルを開いて、マイナンバーカードを読み込んで、そして利用するもんだというふうに私は承知しております。したがって、マイナポータルを利用するという事は、マイナンバーカードを持ってらっしゃる方がマイナポータルを通じてできるということですから、この利便性を求める方で、マイナンバーカードを取得されてない方は、これはマイナンバーカードを取得してからでなければ、マイナポータルを利用出来ないということで認識をしております。それから戸籍事務の簡素化といいますか、利便性を高めるための部分のことにつきましては、これは国の方針あるいは近隣各町の取り組みも参考にしながら、私たちの町で、いかにその利便性を高めていくことが必要なのか、求められてるのかということも十分推しはかりながら、国の動向にも注視しながらですね、コンビニでの利活用なんかということについては、これから具体的に検討していく案件だというふうに認識をしております。

○議長（氏家良美君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番酒井です。先ほどの説明で十分理解しました。町民に対しても利便性が上がるということなんですけれども、このたび条例改正を受けまして、町民への周知対応について伺いたいと思うんですけども、このような説明を、施行日が令和6年3月1日ということですので、町民に対してどのような媒体を利用して、分かりやすい説明を求められるわけなんですけれども、町民生活課として対応のご対応について伺います。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 国、法務局のほうからですね、このような、3月1日から戸籍証明書の請求が便利になりますというチラシが配布されてございますので、これを窓口にとともに、国のほうでも、この内容、国民の方々に周知するという事で、報道等を介して、内容を説明していくということでもありますので、町といたしましても、この内容が町民の方に伝わるような対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（氏家良美君） 日程第5、議案第2号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第2号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。このたびは6回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3502万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7741万4千円にしようとするものです。

初めに事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページ及び9ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3502万4千円の追加。10節需用費5万円、11節役務費17万4千円、18節負担金補助及び交付金3480万円の増額は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の内容を踏まえた低所得者支援及び定額減税を補足する給付についての方針に基づき、物価高から国民生活を支えるため、エネルギー食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するものです。先に説明欄2の住民税均等割課税世帯給付金3千万8千円は、令和5年度の町民税均等割のみの課税世帯に対して、一世帯当たり10万円を給付するもので、10節需用費5万円は、事務消耗品費、11節役務費15万8千円は、郵便料及び振り込み手数料、18節負担金補助及び交付金2980万円は、給付金対象世帯数298世帯を見込み計上しております。詳細は説明資料2ページのとおりです。

次に、説明欄1の子供加算給付金501万6千円は、既に一世帯当たり3万円及び7万円の計10万円を給付している、令和5年度の町民税非課税世帯及び今回補正する令和5年度の町民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の児童に、1人当たり5万円を加算し給付するもので、11節役務費1万6千円は振り込み手数料、18節負担金補

助及び交付金500万円は、給付金対象100名を見込み計上しております。詳細は説明資料1ページのとおりです。なお、先に説明いたしました住民税均等割賦課均等割課税世帯給付金も同様ですけれども、未申告者及び転入者などの課税情報不明世帯につきましては、全て計上している関係から、給付実績に基づき執行残を次回以降の定例会もしくは議会のほうで減額補正する場合がございますので、あらかじめ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ及び7ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3502万4千の追加は、住民税均等割課税世帯給付金及び子供加算給付金並びに事務費に対するもので、歳出計上額と同額を計上しております。

以上が、議案第2号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第2号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。発言は明瞭簡潔に、補正項目の範疇で行うようお願いいたします。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第2号に対する討論を行います。

反対討論の発言の許可をいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） 以上をもって本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって、令和6年第1回新冠町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前10時21分 閉会）